

貸しギャラリー（交流ギャラリー）の利用募集について

※企画ギャラリー募集なし

【令和9年1月～令和9年6月利用分】

《利用目的》 文化・芸術の振興、交流、普及を目的とする事業で、非営利で運営されるもの

《対象施設・期間》

交流ギャラリー（8階）

令和9年1月6日（水）～令和9年6月29日（火）

- ・今回、企画ギャラリーの募集はありません。
- ・水曜日～火曜日の1週間を一区分として貸出します。
（展示・撤去の日を含む。ただし、令和9年4月28日～5月11日の
期間中は変更あり。詳細日程は別紙参照。）

《施設使用料》

区分	使用料	入場料無料の場合		入場料を徴収する場合	
		1日あたり	1週間	1日あたり	1週間
交流ギャラリー		10,600円	74,200円	21,200円	148,400円

《申込方法：紙または電子申請》

2～3ページ目の《申請・利用時の注意事項》を必ずご確認の上、受付期間中に、「施設利用許可申請書」を福岡アジア美術館運営課にご提出ください。

- ・メール、郵送、※持参、または右側の電子申請用QRコードから申請可能です。
- ・申請書のダウンロードは福岡アジア美術館ホームページからも可能です。
- ・展覧会の内容詳細が分かるものを添付してください。
（チラシ・パンフレット等。過去のものでも可。）

電子申請用
QRコード



《受付期間》

令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金） 必着

- ・申請結果は令和8年9月上旬までに書面にて通知します。
（お電話での回答は行っておりませんのでご了承ください。）
- ・ご利用までの流れ：（利用相談→）申請書提出 → 利用許可
→ 事前打ち合わせ → 使用料納付 → ご利用

《申請・利用時の注意事項》

1. ギャラリー観覧時間

木・日・月・火 9時30分～18時
金・土 9時30分～20時

※ギャラリー観覧時間中は受付に常時1名以上を配置してください。(日本語での対応可能な方)
※水曜日は休館日です。搬入設営は水曜日に行ってください。搬出撤収は最終日となります。

2. 休館日

毎週水曜日(水曜日が休日の場合はその翌平日)および年末年始(12/26～1/1)です。

3. 申請書提出

- (1) 「施設利用許可申請書」に必要事項を記入の上、受付期間中に福岡アジア美術館運営課にご提出ください。
- (2) 展覧会の内容がわかるチラシやパンフレット等(過去のものでも可)を必ず添付してください。
- (3) 申請者は主催者名としてください。
- (4) 申請書の第2希望を記入する際はできる限り期間を広げて記入してください。
- (5) 口頭・電話での申し込み、仮予約はできません。

4. 利用許可

- (1) 申請内容を審査の上利用を許可し、「福岡アジア美術館施設利用許可書」を交付します。
- (2) 同じ期間に複数の申込があった場合は当館で利用者を決定します。なお、利用調整のため会期等の変更をお願いする場合があります。
- (3) 利用者がアジア美術館の管理上の指示に従わないときは許可を取り消し又は利用を制限する場合があります。

5. 施設使用料

1ページ目をご参照ください。入場料を徴収する場合、使用料は倍額となります。
市の減免措置を受ける予定がある場合は申請書の備考欄にその旨記載ください。

6. 使用料納付

使用料は前納です。納付書を後日送付しますので納期限までに納入してください。
納付書以外でのお支払いはできません。

7. 事前打ち合わせ

ご利用初日の4週間前までに担当者と打ち合わせを行ってください。

8. 利用に関する基本的な注意事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益となる利用はできません。
- (2) 施設の利用を取り止める場合には「福岡アジア美術館施設利用取り止め届」をご提出ください。利用開始日の3ヶ月前までに届け出をされた場合のみ、施設使用料の5割相当額を還付します。それ以降の届け出については施設使用料の還付はできません。
- (3) 施設の利用許可を受けた方は施設を利用する権利を譲渡、転貸することはできません。また利用許可された目的以外に使用できません。
- (4) 展示またはご利用になる作品や梱包資材、物品等を当館で預かることおよび保管することはできません。また、郵送・配送されたものを当館が受け取ることはできません。
- (5) 開館中は交流ギャラリーの空調運転を行います。閉館中に空調運転を行う必要がある場合は別途協議が必要です。
- (6) 館内で展覧会に関する図録および物品を販売するときは当館の許可が必要です。展示作品や高額物品の販売、営業活動に類する行為はできません。
- (7) 施設・設備・備品等を汚損、破損及び亡失した場合には、その損害を賠償して頂く必要があります。
- (8) 作品保存のため、展示室の内外を問わず、生花・鉢もの・花束や生物（動物・虫・土等）の持ち込みを禁止します。

9. 問合せ先

福岡アジア美術館 運営課 貸館担当

〒812-0027

福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル7・8階

TEL 092-263-1100

FAX 092-263-1105

E-mail kashikantanto@faam.ajibi.jp

URL <https://faam.city.fukuoka.lg.jp>

交流ギャラリー

